

医療法人社団平真会 薬師堂ショートステイ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護契約書

様（以下、「利用者」という。）と医療法人社団平真会 薬師堂ショートステイ（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約期間満了日において、契約の終了事由に該当しない場合、契約は更新されるものとします。
3. 利用者は、利用開始予定日の前日午後5時30分までに、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込みすることができます。これに対し、事業者は居室が確保できないなど正当な理由が無い限りこれを断りません。
4. 利用者は、利用開始日の午前9時30分以降に入所し、利用終了日の午後5時までに退所するものとします。

第3条（短期入所生活介護計画）

利用期間が概ね4日以上の場合、事業者は利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条（短期入所生活介護の提供場所・内容）

1. 短期入所生活介護の提供場所は、医療法人社団平真会 薬師堂ショートステイです。所在地および設備の概要は【重要事項説明書】の通りです。
2. 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】の通りです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
3. 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
4. 事業者は、「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に添ってサービスを提供します。
5. 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

6. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者または代理人に交付し、必要に応じて説明を行います。
2. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の利用終了後2年間保管します。
3. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
4. 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日頃に利用者に通知します。
3. 利用者は、料金の合計額を利用月の翌月末日までに、事業者指定の方法で支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条（料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、介護保険給付体系の変更、またはサービス体系に変更があった場合、1か月前までに文書で通知することにより、サービス利用料金を変更することができるものとします。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者が料金の変更を承諾しない場合には、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第8条（利用開始前のサービス中止）

1. 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時30分までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者が利用開始予定日の前日午後5時30分までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、1日分の利用料の半額を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けた日の翌月末日までに、事業者指定の方法で支払うものとします。

第9条（利用期間中の中止）

1. 利用者は、事業者に対して退所希望日の前日午後5時30分までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
2. 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては【重要事項説明書】に記載した

通りです。

3. 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第10条（契約の終了事由）

1. 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合、利用者に対して30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、3日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者が事業者に支払うべきサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が利用に際して、心身の状況もしくは病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、そのためこの契約を継続し難い重大な事由があると認められた場合。
 - ③ 利用者またはその代理人が、事業所やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。
 - ④ 利用者の当該サービスの最終利用日から、2年を経過した場合。

第11条（秘密保持）

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条（連絡義務、連携）

1. 事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を

取る等必要な措置を講じます。

2. 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名・押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日： 年 月 日

契約者氏名

(事業者)

事業者名 医療法人社団平真会 薬師堂ショートステイ
住所 〒177-0034
東京都練馬区富士見台三丁目55番3号 2階から4階
電話 03-6915-9661
代表者名 理事長 平良 真一郎
管理者 平良 真吾 印

(利用者)

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印

医療法人社団平真会 薬師堂ショートステイ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1. 薬師堂ショートステイが提供する短期入所生活介護サービスについての相談窓口

電 話 03-6915-9661 (受付時間 月～土曜日 午前9時～午後6時)

担 当 生活相談員 ※ご不明な点は、お気軽にお尋ね下さい。

2. 薬師堂ショートステイ 短期入所生活介護サービスの概要

(1) 運営の方針

当指定短期入所生活介護事業所は、要介護状態等となった場合においても、そのご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(2) 施設名称等

名称	医療法人社団平真会 薬師堂ショートステイ
所在地	東京都練馬区富士見台三丁目55番3号 2階から4階
電話・FAX番号	電話 03-6915-9661 FAX 03-6915-9662
指定事業者番号	1372011203
送迎サービスを 提供する対象地域	練馬区・中野区・板橋区・杉並区 ※上記以外地域の方でもご希望の方は、ご相談下さい。

(3) 職員体制

職種	常勤換算
管理者	1名
医師	1名
生活相談員	1名以上
介護職員	6名以上
看護職員	1名以上
栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
調理員	適当数

※各種加算を算定する場合は、加算算定に必要な人員を配置します。

また、その他必要に応じて職員を配置することがあります。

(4) 定員及び設備等

定員	21名		
居室	21室(21名)		
浴室	一般浴 3室、機械浴 1室		
静養室	1室	機能訓練室	1室
医務室	1室	相談室	1室
食堂	1室		

3. サービスの内容

項目	サービス内容
短期入所生活 介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 利用期間が概ね4日以上の場合、ご利用者の日常生活全般の状況および希望をお聞きしながら、「居宅サービス計画」に沿って計画を作成します。
食事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養管理を施した食事を提供いたします。 食事時間 朝食 8:00~ 昼食 12:00~ 夕食 17:10~ 食事は原則として食堂をご利用頂きます。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助をおこないます。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、週2回の入浴または清拭を行います。 寝たきりなどで座位のとれない方は、入浴機器を用いての入浴も可能です。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 清潔な寝具を提供します。 シーツはご利用ごとに、交換を行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 血圧、検温などの健康チェック 医療の必要性の判断は、嘱託医師が行います。 医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院して頂きます。この場合は、ご利用者またはご家族の責任のもとで判断して頂きます。 緊急など必要な場合には、ご利用者またはご家族の判断のもとで医療機関などに責任を持って引継ぎます。
機能訓練・ 生活リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> 各ご利用者の希望や身体状況に合わせて、機能訓練指導員・介護職員・看護職員等が協働し、ご利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 手芸・貼り絵など生活リハビリを取り入れ、心理的機能低下を防止するよう努めます。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ご利用者およびご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) 生活相談員</p>
生きがい活動	<ul style="list-style-type: none"> 施設での生活を実りあるものとするため、適宣レクリエーションを企画します。
理美容サービス	<ul style="list-style-type: none"> 理容師・美容師の訪問があります(自費)
所持品保管	<ul style="list-style-type: none"> 若干の身の回り品については、居室に備え付けの収納庫にてお預かりします。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区、中野区、板橋区、杉並区に在住の方は、ご自宅までの送迎サービスがご利用いただけます。

※それぞれのサービスには所定の費用が掛かる場合があります。

4. 料金等

介護サービスを使用するために必要な費用、および支払方法等は【契約書別紙】をご参照ください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、原則介護支援専門員（ケアマネジャー）からのお申し込みになります。担当の介護支援専門員に利用希望日程等をご相談ください。

居宅サービス計画をご自分またはご家族で作成されている場合は、お電話でお問い合わせください。サービス内容、お申込み方法についてご説明いたします。

ご利用申し込み受け付け後、居室に空きがあればご案内いたします。申込者多数の場合は、当施設基準に基づき順番にご案内いたします。

ご利用期間決定後、利用契約を締結します。

(2) 利用期間

ご利用期間は、ご利用者またはご家族及び介護支援専門員と、当施設との申し合わせにより決定いたします。

(3) 入退所

入所時刻：ご利用開始日の午前9時30分 以降

退所時刻：ご利用終了日の午後5時00分 まで

上記時刻の範囲内で双方の申し合わせにより、入退所時刻を決定いたします。送迎サービスをご利用希望の方は、所定時刻までにご自宅に伺います。それ以外の方は、所定時刻までに当施設にお越しください。

※送迎サービスは所定の料金がかかります。また地域によりご利用できない場合があります。

(4) 利用期間の変更、中止

① ご利用者の希望により利用期間を変更される場合、または開始前に中止される場合は、利用開始予定日の前日午後5時30分までにご連絡ください。それ以降のご連絡では【契約書別紙】に定めるキャンセル料がかかる場合があります。

② ご利用者の希望によりご利用中に途中終了される場合は、退所希望日の前日午後5時30分までにご連絡ください。それ以降のご連絡では【契約書別紙】に定めるキャンセル料がかかる場合があります。

③ 以下の事由に該当する場合、ご利用期間中でもサービス提供を中止し、退所していただく場合があります。

- ・ご利用者が途中退所を希望した場合。
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ・利用中に体調が悪くなった場合。
- ・他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

(5) 契約の終了

① 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者およびご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合には、ご利用者は文書で通知することによってすぐに契約を解約することができます。

- ② 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ ご利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず30日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に對して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- ④ 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。
 - ・ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ・ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
 - ・ご利用者がお亡くなりになった場合。
 - ・当施設の短期入所生活介護サービスを、2年以上ご利用されなかった場合。

6. サービス利用に当たっての留意事項

(1) 環境の変化

ご高齢の方にとって、環境が変わることで過度の緊張や混乱をともなう場合があります。また、慣れない環境での生活により、体調の変化や転倒等による不慮の事故など、心身状況の思いがけない変化が起こる可能性があります。

(2) 緊急時の対応

- ① 急な体調の変化や不慮の事故による怪我等があった場合は、応急処置及び緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、速やかにご家族および、ご利用のかかりつけの医師に連絡を取って指示を仰ぎますが、連絡がつかない場合は、施設の嘱託医に指示を仰ぎます。
- ② 緊急の場合は、救急車を要請します。その場合はご希望病院以外に搬送されることもあります。
- ③ 状況によってはショートステイのご利用を中止し、退所願う場合がございます。
- ④ 状況に応じて保険者へ速やかに報告いたします。
- ⑤ 受診が必要な場合は、ご家族に付き添いをお願いします。緊急時に必ず連絡が取れる電話番号（旅行等で遠出される際は、行き先・宿泊先電話番号）を事前に施設にお知らせください。

(3) 利用にあたっての留意事項

面会	面会時間は午前9時30分～午後4時30分とします。それ以外についてはご相談ください。受付カウンターの面会簿にご記入ください。
ご利用中の外出	事前に行き先、出発・帰着予定時間、食事の有無などをお申し出ください。
飲酒、喫煙、火気の取り扱い	一切禁止とさせていただきます。
所持品の持ち込み	居室棚に収納できる範囲のものは原則持ち込み可能ですが、事前に職員に確認ください。
金銭、貴重品の管理	貴重品類は原則自己管理です。紛失時の責任は負いかねます。
宗教、政治活動、営利行為	一切禁止とさせていただきます。
食べ物の持ち込み	衛生管理のため、事前に職員にお尋ねください。
設備、備品の利用	本来の使用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。

7. サービス提供の記録

- (1) 当施設の介護サービス実施に関する記録は、契約終了後2年間保管しています。
- (2) ご利用者自身に関する介護サービス実施記録を閲覧できます。
- (3) ご利用者自身に関する介護サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
その場合、複写に係る実費を頂きます。

8. 秘密保持の厳守

- (1) 施設および全ての職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業等に対し、ご利用者の個人情報を提供いたしません。

9. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 消防法に基づく防災マニュアルにより速やかに対応いたします。
- (2) 防災設備 消火器設備、自動火災通報装置、防排煙設備、火災通報設備、避難器具設備、誘導灯設備、スプリンクラー設備等を設置
- (3) 防災訓練 毎月1回実施
- (4) 防火責任者 練馬区石神井消防署届け出防火管理責任者

10 虐待、身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止、身体拘束の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。虐待の防止および身体拘束の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員へ定期的な研修等を通じて、人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。サービスの提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

虐待の防止および身体拘束の防止のための指針を整備します。虐待防止に関する担当者を置きます。

11 業務継続計画（BCP）の策定等、感染症や非常災害の発生時について

業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。感染症の予防及びまん延防止のための措置、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。

12 ハラスメント対策について

事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場内において従業者に対する以下のハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず優越

的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で下記①から③のいずれかの行為に該当するものとします。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為。
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ。

1 3. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情担当

担当 薬師堂ショートステイ 生活相談員 電話 03-6915-9661

(2) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口に情報を伝えることができます。

- ① 練馬区役所 介護保険課 電話 03-3993-1111
月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）
- ② 練馬区 地域包括支援センター（一覧に関しましては別紙参照）
- ③ 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員会 電話 03-3993-1344
月曜～金曜 午前8時30分～午後5時00分（祝日、年末年始を除く）
- ④ 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話 03-6238-0177
月曜～金曜 午前9時00分～午後5時00分（祝日、年末年始を除く）

1 4. 第三者による評価の実施状況

実施の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
実施した年月		
評価機関の名称		
当該結果の開示状況	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無

年　　月　　日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

<事業者>

事業所名　　医療法人社団平眞会 薬師堂ショートステイ
住　　所　　〒177-0034
　　　　　　東京都練馬区富士見台三丁目55番3号 2階から4階
　　　　　　電話：03-6915-9661
代表者名　　理事長　　平良 真一郎
　　　　　　管理者　　平良 真吾　　印
説明者名　　生活相談員　　印

契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住　　所

氏　　名　　印

<代理人>

住　　所

氏　　名　　印